平成２７年（フ）第１２号
島根県大田市大田町大田イ860番地３　恵寿苑内、住民票上の住所島根県大田市大田町大田ロ215番地１コーポむつのぶ３―101
債務者　川内　禎子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3966番地12
債務者　高橋　　功
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3966番地12
債務者　高橋けい子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６２７号
埼玉県入間市東町１丁目９番24号　シティハイムイソノＢ―201
債務者　興野　秋子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４０号
埼玉県所沢市東所沢１丁目17番地の１　シャルマンコーポ東所沢104
債務者　佐藤　　瞳
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４４号
埼玉県富士見市水谷２丁目４番地10　第３ＹＳハイツ
債務者　及川　頼子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８４号
札幌市南区真駒内柏丘６丁目４番４―102号
債務者　丹代　裕久
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１９号
札幌市白石区菊水３条３丁目２番29号　アリーハウスナキスカＢ―301号
債務者　東田　直美
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２２号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲4998番地１　ストークタウンＡ―101
債務者　毛塚　高清
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
埼玉県草加市氷川町756番地４　カーサ氷川101号
債務者　本澤　一憲
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
埼玉県吉川市大字吉川1643番地
債務者　戸張　健史
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
埼玉県越谷市千間台西５丁目26番地20
債務者　石塚長世子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地５丁目23番５号
債務者　渡邉　　茂
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
埼玉県日高市大字高萩605番地13
債務者　小林　りゑ
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０号
千葉県山武市松尾町借毛本郷1113番地
債務者　秋庭　弥生
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
千葉県銚子市春日町1076番地の２　県営住宅４―303号
債務者　青柳　　茂
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７号
相模原市中央区相模原４丁目８番４号　ＭＳドウェル相模原４Ｂ
債務者　森下　愛耶（旧姓韮塚）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部